

長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱

平成29年6月23日

告示第546号

改正 平成30年6月20日告示第371号

平成30年10月26日告示第639号

平成31年4月26日告示第291号

令和2年10月21日告示第583号

令和3年4月12日告示第352号

令和4年12月28日告示第645号

令和5年3月30日告示第120号

令和6年3月26日告示第192号

令和7年3月28日告示第302号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 移住支援空き家リフォーム補助金事業（第4条—第9条）

第3章 特定目的活用支援空き家リフォーム補助金事業（第10条—第15条）

第4章 空き家家財処分費補助金事業（第16条—第21条）

第5章 補助申請手続等（第22条—第31条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、空き家を有効活用することにより、本市への移住促進及び地域コミュニティの活性化を図り、もって本市への定住を促進するため、空き家の改修工事又は家財処分を行う者に対し、予算の範囲内において、長崎市定住促進空き家活用補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家 本市内に存する居住の用に供する一戸建ての住宅（建築基準法施行令（昭和2

5年政令第338号)第130条の3に規定する兼用住宅にあつては、居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る。)のうち、補助申請の日の1年以上前から引き続き居住していない状態であるもの(次条第1号に規定する長崎市移住支援空き家リフォーム補助金においては、第4条第1項に規定する同補助金の交付の対象となる者が補助申請の日の1年前の日から補助申請の日までの間(以下「移住対象期間」という。)に転入をした場合は、転入をした日の1年以上前から引き続き居住していない状態であるもの)をいう。

(2) 所有者 空き家の所有権を有する者(当該空き家が未登記の場合にあつては家屋台帳に記載されている者、当該空き家が共有財産の場合にあつては全ての共有者からこの要綱による補助を受けて事業を行うことの同意を得ている者、当該空き家が未相続の場合にあつては相続人であり、かつ、全ての相続人からこの要綱による補助を受けて事業を行うことの同意を得ている者)(第4条第1号に規定する購入者を除く。)をいう。

(3) 購入者 所有者と売買契約を完了し、自ら居住(第3条第2号の補助金にあつては活用。次号において同じ。)する者をいう。

(4) 賃借人 所有者と賃貸借契約を完了し、自ら居住する者をいう。

(5) 移住 長崎市外に住民登録がある者が、本市へ転入を届け出て、本市に移り住むこと(移住対象期間内に転入をした場合を含む。))。

(6) 特定目的活用 滞在体験や地域交流を目的とする地域コミュニティ拠点施設、交流スペース若しくは滞在体験型ゲストハウス(以下「滞在・交流施設等」という。)又は地域の生活環境の活性化を目的とするシェアハウス若しくは子ども食堂(以下「地域生活施設等」という。)として活用するため、空き家の用途を変更することをいう。

(7) 家財処分 空き家内の不要な家財道具(家具、衣類、食器、家電等)を処分場へ運搬し、処分することをいう。

(補助金の種類)

第3条 補助金の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 長崎市移住支援空き家リフォーム補助金(以下「移住支援補助金」という。)

(2) 長崎市特定目的活用支援空き家リフォーム補助金(以下「特定目的活用支援補助金」という。)

(3) 長崎市空き家家財処分費補助金(以下「家財処分補助金」という。)

第2章 移住支援空き家リフォーム補助金事業

(移住支援補助金の補助対象者)

第4条 移住支援補助金の交付の対象となる者(以下「移住支援補助対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する移住支援補助対象空き家の購入者又は賃借人（法人を除く。）で、移住する者。
- (2) 前号の者が第24条の交付決定後に死亡した場合において、当該購入者又は賃借人の2親等以内の親族である者で、前号の者に係る契約を承継して移住する意思がある者
- (3) 空き家を長崎市空き家・空き地情報バンク制度要綱（平成18年長崎市告示第868号）第4条第2項による登録（以下「空き家バンク登録」という。）済の所有者（法人及び宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である者を除く。）
- (4) 前号の者が第24条の交付決定後に死亡し、次条に規定する移住支援補助対象空き家が未相続の場合において、当該所有者の2親等以内の親族のうち、第27条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で、当該空き家を継続して空き家バンク登録を行うことについて、全ての相続人の同意を得ている者
（移住支援補助金の補助対象空き家）

第5条 移住支援補助金の交付の対象となる空き家（以下「移住支援補助対象空き家」という。）は、前条第1号の移住支援補助対象者の場合にあっては当該移住支援補助対象者が移住するもの、同条第3号の移住支援補助対象者の場合にあっては当該移住支援補助対象者が空き家バンク登録を行ったものとする。ただし、移住支援補助対象空き家の立地が借地である場合は、貸主から移住支援補助金を受け改修工事を行うことの同意を得ているときに限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金交付申請日から過去10箇年度の間に、本市の他の制度（長崎市住宅リフォーム支援補助金交付要綱（平成23年長崎市告示第30号）又は長崎子育て住まいづくり支援費補助金交付要綱（平成28年長崎市告示第548号）に規定する補助金をいう。以下同じ）に基づく補助等を受け取得又は改修した住宅は、補助対象住宅としない。

（移住支援補助金の補助対象工事）

第6条 移住支援補助金の交付の対象となる工事（以下「移住支援補助対象工事」という。）は、移住支援補助対象空き家の改修工事で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人が施工するもの
- (2) 次条に規定する移住支援補助対象経費が20万円以上であるもの
- (3) 補助金の交付決定の日から起算して90日以内に着手するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、移住支援補助対象工事としない。

- (1) 移住支援補助金の交付決定の前に着手した工事
- (2) 下水道接続工事
- (3) 外構工事
- (4) 電話、インターネット等の配線工事
- (5) 公共工事の施行に伴う補償工事
- (6) 解体工事（移住支援補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事

（移住支援補助金の補助対象経費）

第7条 移住支援補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「移住支援補助対象経費」という。）は、移住支援補助対象工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、移住支援補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 備品に係る経費
- (2) 改修工事の内容が明確でない経費
- (3) 同一年度以外に本市又は国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行った場合にあっては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費
- (4) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合又は補助等を受け改修等を行う予定の場合にあっては、その改修等に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める経費

（移住支援補助金の額）

第8条 移住支援補助金の額は、移住支援補助対象経費の50パーセントに相当する額（その額が50万円を超えるときは、50万円とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

（移住支援補助金の補助回数）

第9条 移住支援補助金の交付は、同一空き家について1回限りとする。

第3章 特定目的活用支援空き家リフォーム補助金事業

（特定目的活用支援補助金の補助対象者）

第10条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる者（以下「特定目的活用支援補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する特定目的活用支援補助対象空き家の購入者又は賃借人
- (2) 前号に掲げる者が個人の場合で、第24条の交付決定後に死亡したときにおいて、当該購入者又は賃借人の2親等以内の親族である者で、特定目的活用を継続して行う意思があるもの

(3) 特定目的活用を行う所有者

(4) 前号に掲げる者が個人の場合で、第24条の交付決定後に死亡し、次条に規定する特定目的活用支援補助対象空き家が未相続のときにおいて、当該所有者の2親等以内の親族のうち、第27条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で、この要綱による補助を受けて事業を行うことについて、全ての相続人の同意を得ている者

(特定目的活用支援補助金の補助対象空き家)

第11条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる空き家（以下「特定目的活用支援補助対象空き家」という。）は、特定目的活用を行い、その利用に供するもので、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、空き家の立地が借地である場合は、貸主から特定目的活用支援補助金を受けて改修工事を行うことの同意を得ているときに限るものとする。

(1) 特定目的活用のために法令の許認可等が必要な場合は、当該許可等を得ているものであること。

(2) 耐震性を有しているもの、又は完了実績報告までに耐震改修により耐震性を確保するものであること。

(3) 地域交流に資するものであること。

(特定目的活用支援補助金の補助対象工事)

第12条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる工事（以下「特定目的活用支援補助対象工事」という。）は、特定目的活用支援補助対象空き家の改修工事で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本市内に本社を有する法人又は本市内に住所を有する個人が施工するもの

(2) 次条に規定する特定目的活用支援補助対象経費が20万円以上であるもの

(3) 補助金の交付決定の日から起算して90日以内に着手するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、特定目的活用支援補助対象工事としない。

(1) 特定目的活用支援補助金の交付決定の前に着手した工事

(2) 下水道接続工事

(3) 外構工事

(4) 電話、インターネット等の配線工事

(5) 公共工事の施行に伴う補償工事

(6) 解体工事（特定目的活用支援補助対象工事に係る撤去等を除く。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める工事

(特定目的活用支援補助金の補助対象経費)

第13条 特定目的活用支援補助金の交付の対象となる経費（消費税等相当額を含まない額をいう。以下「特定目的活用支援補助対象経費」という。）は、特定目的活用支援補助対象工事に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、特定目的活用支援補助対象経費に含まないものとする。

- (1) 備品に係る経費
- (2) 改修工事の内容が明確でない経費
- (3) 同一年度以外に本市又は国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行った場合にあっては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費
- (4) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合又は補助等を受け改修等を行う予定の場合にあっては、その改修等に係る経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める経費
(特定目的活用支援補助金の額)

第14条 特定目的活用支援補助金の額は、特定目的活用支援補助対象経費の50パーセントに相当する額（その額が150万円を超えるときは、150万円）とする。この場合において、耐震改修に係る費用については別途算定するものとし、当該算定した額（その額が70万円を超えるときは、70万円）を加算するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

3 同一空き家について、別の年度に補助の申請を行う場合の複数年度の特定目的活用支援補助金の合計額は、前2項の特定目的活用支援補助金の額の範囲内とする。

(特定目的活用支援補助金の補助回数)

第15条 特定目的活用支援補助金の交付は、同一年度内に、同一空き家について1回限りとする。

第4章 空き家家財処分費補助金事業

(家財処分補助金の補助対象者)

第16条 家財処分補助金の交付の対象となる者（以下「家財処分補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次条に規定する家財処分補助対象空き家の所有者で、家財処分を行う者（法人を除く。）
- (2) 前号の者が第24条の交付決定後に死亡した場合において、当該所有者の2親等以内の親族である者で、家財処分を継続して行う意思があるもの

(家財処分補助金の補助対象空き家)

第17条 家財処分補助金の交付の対象となる空き家（以下「家財処分補助対象空き家」とい

う。)は、家財処分を行うもので、空き家バンク登録を行っているものとする。

(家財処分補助金の補助対象事業)

第18条 家財処分補助金の交付の対象となる事業(以下「家財処分補助対象事業」という。)

は、家財処分補助対象空き家内の家財処分及び家財処分後の住宅部分の清掃で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 本市内に本社を有する一般廃棄物収集運搬業者又は自らが家財処分するものの

(2) 補助金の交付決定の日から起算して90日以内に着手するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、家財処分補助対象事業としない。

(1) 家財処分補助金の交付決定の前に着手したもの

(2) 特定家庭用機器再商品化法施行令(平成10年政令第378号)第1条に規定する特定家庭用機器の家電リサイクル費用に係るもの

(3) 公共工事の施行に伴う補償事業に係るもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認めるもの

(家財処分補助金の補助対象経費)

第19条 家財処分補助金の交付の対象となる経費(消費税等相当額を含まない額をいう。以下「家財処分補助対象経費」という。)は、家財処分補助対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費は、家財処分補助対象経費に含まないものとする。

(1) 家財処分の内容が明確でない経費

(2) 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け家財処分を行っている場合又は補助等を受け家財処分を行う予定の場合にあっては、その家財処分にかかる経費

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不適当と認める経費

(家財処分補助金の額)

第20条 家財処分補助金の額は、家財処分補助対象経費の50パーセントに相当する額(その額が10万円を超えるときは、10万円)とし、その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(家財処分補助金の補助回数)

第21条 家財処分補助金の交付は、同一空き家について1回限りとする。

第5章 補助申請手続等

(交付の申請)

第22条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、移住支援補助金にあっては長崎市移住

支援空き家リフォーム補助金交付申請書（第1号様式）、特定目的活用支援補助金にあっては長崎市特定目的活用支援空き家リフォーム補助金交付申請書（第1号様式の2）、家財処分補助金にあっては長崎市空き家家財処分費補助金交付申請書（第1号様式の3）によるものとする。

- 2 規則第3条第1項に規定する定める期日は、補助対象年度の1月31日（その日が土曜日若しくは日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、直前の休日でない日）とする。
- 3 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、移住支援補助金にあっては改修計画書（移住）（第2号様式）、特定目的活用支援補助金にあっては改修計画書（特定目的活用）（第2号様式の2）、家財処分補助金にあっては事業計画書（家財処分）（第2号様式の3）によるものとする。
- 4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。ただし、市長が特に認めるときは、その一部を省略させることができる。
 - (1) 補助対象空き家の所有者が確認できるもの
 - (2) 改修工事又は家財処分の内訳明細を示した見積書
 - (3) 移住支援補助金で、購入者又は賃借人の申請である場合は、売買又は賃貸借契約書の写し及び住民票の写し
 - (4) 特定目的活用支援補助金で、購入者又は賃借人の申請である場合は、売買又は賃貸借契約書の写し
 - (5) 特定目的活用支援補助金で、法令の許認可等が必要な場合は、当該許認可等の写し
 - (6) 電気、ガス又は水道のいずれかが1年以上使用を休止していることを確認できる書類
 - (7) 空き家の全体及び改修工事又は家財処分の施工予定箇所の写真
 - (8) 手続を代理人が行う場合は、委任状（第3号様式）
 - (9) その他市長が必要と認める書類
- 5 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類は、省略させるものとする。

（交付の条件）

第23条 規則第5条第1項第4号の市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 移住支援補助対象者のうち購入者又は賃借人にあっては、移住支援補助金の交付の日から第30条に規定する期間、移住支援補助対象空き家に居住すること。
- (2) 移住支援補助対象者のうち所有者にあっては、移住支援補助金の交付の日から1年間、空き家バンク登録を継続すること。ただし、購入者又は賃借人が決定し当該空き家バンク

登録の必要性が無くなった場合はこの限りでない。

- (3) 特定目的活用支援補助対象者にあつては、特定目的活用支援補助金の交付の日から10年間、特定目的活用支援補助対象空き家を滞在・交流施設等、地域生活施設等として活用すること。

(交付及び不交付の決定)

第24条 規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書は、補助金交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

- 2 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

(計画変更の申請)

第25条 補助金の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、補助金交付申請書内容変更申請書（移住・特定目的・家財）（第6号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、改修工事又は家財処分の内容等の変更が軽微で、補助金の交付決定額に変更がないときは、この限りではない。

- (1) 改修内容等を変更するとき。
- (2) 改修金額を変更するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の申請を承認した場合は補助金交付申請書内容変更承認通知書（第8号様式）により、承認しなかった場合は補助金交付申請書内容変更不承認通知書（第9号様式）により申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第26条 規則第7条第1項の申請の取下げは、補助金交付申請取下書（第10号様式）によるものとする。

- 2 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、補助対象年度の3月10日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日）とする。

(実績報告書)

第27条 規則第12条の補助事業等実績報告書は、完了実績報告書（移住・特定目的・家財）（第11号様式）によるものとする。

- 2 規則第12条に規定する別に定める期日は、改修工事若しくは家財処分の完了の日又は改修工事若しくは家財処分に係る支払いをした日のいずれか遅い日から起算して30日を経過する日又は補助対象年度の3月10日（その日が休日に当たるときは、直前の休日でない日）のいずれか早い日とする。

- 3 規則第12条第2号のその他市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 改修工事又は家財処分の写真（工事を行った箇所の完成写真（工事完了後に完了写真で確認できない箇所については、工事中の写真を含む。））
- (2) 工事完了証明書（移住・特定目的・家財）（第１２号様式）
- (3) 移住支援補助対象者については、住民票の写し（申請の時点で提出している場合を除く。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第２８条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があった場合は、規則第１３条の規定により、補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第１３号様式）により当該補助申請者に通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が交付決定額と同一のときは、規則第２１条の規定により補助金確定通知書を省略するものとする。

２ 規則第１６条第１項第３号の規定により交付決定の一部を取り消す場合は、規則第２１条の規定により第２４条第２項の通知を省略する。

（補助金の交付手続の特例）

第２９条 規則第２１条の規定により、規則第１５条第２項に規定する請求書は、省略するものとする。

（財産の処分の制限）

第３０条 規則第１９条ただし書に規定する市長が別に定める期間は、移住支援補助金にあつては補助金の交付の日から減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間（当該耐用年数が１０年を超える場合には１０年間）、特定目的活用支援補助金にあつては補助金の交付の日から１０年間とする。

（委任）

第３１条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（平成２９年６月２３日告示第５４６号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成３０年６月２０日告示第３７１号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成３０年１０月２６日告示第６３９号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成３１年４月２６日告示第２９１号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和２年１０月２１日告示第●号）

１ この要綱は、告示の日から施行し、平成２９年度の予算に係る補助金から適用する。

(令和2年10月21日から令和3年3月10日までの間に申請された移住支援補助金に係る特例)

2 令和2年10月21日から令和3年3月10日までの間に第22条の規定に基づき申請される移住支援補助金については、第6条第1項第3号中「補助対象年度の2月28日」とあるのは「令和4年2月28日」と、第22条第2項中「補助対象年度の12月28日」とあるのは「令和3年3月10日」と、第26条第2項中「補助対象年度の3月10日」とあるのは「令和4年3月10日」と、第27条第2項中「補助対象年度の3月10日」とあるのは「令和4年3月10日」とする。

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する

附 則 (令和3年4月12日告示第352号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金から適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

3 改正前の長崎市定住促進空き家活用交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和4年12月28日告示第645号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月30日告示第120号)

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和6年3月26日告示第192号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 2 条関係）

（第 1 片）

長崎市移住支援空き家リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

（ふりがな）

印

氏 名

長崎市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、長崎市移住支援空き家リフォーム補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	申請する空き家に対して、他の制度に基づく補助（その予定及び無利子貸付金等を含む。）の有無 → 有（ ）（ 年度） ・ 無 ☐ 申請する空き家に対して、本補助制度による補助を利用した事はない
添 付 書 類	

(第 2 片)

次の項目の全てを確認し、チェック (☑) してください。

- ☐ 申請者は、次の各号のいずれかの者であって、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないものとする。
 - (1) 改修工事を行う一戸建て空き家住宅（以下空き家という。）に移住する者（法人を除く）であって、その空き家を所有する者と売買又は賃貸借契約済であるもの
 - (2) 改修工事を行う空き家を所有する者（法人又は宅地建物取引事業者を除く）であって、その空き家が空き家バンク登録済であるもの
- ☐ 補助対象空き家は、前記第 1 号においては、移住する者の居住の用に供する予定の、前記第 2 号においては、空き家バンク登録済の本市内に存する空き家である
 - ※ 店舗、事務所等との兼用住宅（住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の 2 分の 1 以上であるもの）にあっては、移住する者の居住の用に供し、又は供する予定の部分に限る
- ☐ 補助対象空き家の立地が借地である場合、本補助の申請要件について、貸主の同意を得ている。
- ☐ 補助対象空き家を所有する者は、次の各号の全てを満たす者とする（移住する者が申請する場合にも適用する）。
 - (1) 補助対象空き家が未登記の場合、家屋台帳に記載されている者である。
 - (2) 補助対象空き家が共有財産である場合、全ての共有者から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。
 - (3) 補助対象空き家が未相続の場合、所有する者が相続人であり他の相続人から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。
- ☐ 補助対象空き家へ移住する者は、市外に住民登録があり、本市に移り住む意思のある者で、市外の市町村から本市へ転入を届け出るもの（申請の日の 1 年前の日から申請の日までの間に、本市へ転入の届出済の者も含む。）である。

(第 3 片)

- ☐ 補助対象工事の施工業者は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人である。
- ☐ 交付決定日から起算して90日以内に着手する。
- ☐ 補助対象工事は、下記の工事ではない。
 - 補助金の交付決定の前に着手した工事
 - 下水道接続工事
 - 外構工事
 - 電話、インターネット等の配線工事
 - 公共工事の施行に伴う補償工事
 - 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く。）
- ☐ 本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合にあっては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費でない。
- ☐ 補助対象経費（消費税等相当額を含まない額）は、20万円以上である。
- ☐ 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている、又は補助等を受け改修等を行う予定ではない。
- ☐ 補助金の交付の申請をする日以前に、補助対象空き家は、移住支援補助を受けていない。
- ☐ 工事経費総額は、施工業者からの見積書に記載された額を記入している。
- ☐ 工事経費総額に備品に係る費用及び用途の明確でない費用は、含まれていない。

長崎市特定目的活用支援空き家リフォーム補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

印

（ふりがな）

氏 名

長崎市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、長崎市特定目的活用支援空き家リフォーム補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	申請する空き家に対して、他の制度に基づく補助（その予定及び無利子貸付金等を含む。）の有無 → 有（ ）（ 年度） ・ 無 申請する空き家に対して、本補助制度による補助の有無 → 有（ 年度） ・ 無
添 付 書 類	

(第 2 片)

次の項目の全てを確認し、チェック (☑) してください。

- ☐ 申請者は、次の各号のいずれかの者であって、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないものとする。
 - (1) 改修工事を行う一戸建て空き家住宅（以下「空き家」という。）を特定目的活用する者であって、その空き家を所有する者と売買又は賃貸借契約済であるもの
 - (2) 改修工事を行う空き家を所有する者であって、その空き家を特定目的活用するもの
- ☐ 補助対象空き家は、特定目的活用に供し、又は供する予定の本市内に存する空き家である
- ☐ 補助対象空き家は、建築基準法、旅館業法等、他法令の許認可等がある場合、その許認可等の事前協議を終えている。
- ☐ 補助対象空き家は、地域交流に資する内容について、第 4 片に示す要件を満たし、改修計画書で確認できる。
- ☐ 申請者は、補助金の交付の日より 10 年間は、補助対象空き家を特定目的に活用する者である
- ☐ 補助対象空き家の立地が借地である場合、本補助の申請要件について、貸主の同意を得ている。
- ☐ 補助対象空き家を所有する者は、次の各号の全てを満たす者とする（所有する者以外の者が申請する場合にも適用する。）。
 - (1) 補助対象空き家が未登記の場合、家屋台帳に記載されている者である。
 - (2) 補助対象空き家が共有財産である場合、全ての共有者から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。
 - (3) 補助対象空き家が未相続の場合、所有する者が相続人であり他の相続人から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。

(第 3 片)

- ☐ 補助対象工事の施工業者は、市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人である。
- ☐ 交付決定日から起算して90日以内に着手する。
- ☐ 補助対象工事は、下記の工事ではない。
 - 補助金の交付決定の前に着手した工事
 - 下水道接続工事
 - 外構工事
 - 電話、インターネット等の配線工事
 - 公共工事の施行に伴う補償工事
 - 解体工事（補助対象工事に係る撤去等を除く）
- ☐ 本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合にあっては、当該改修等の部分と同一部分の工事に係る経費でない。
- ☐ 補助対象経費（消費税等相当額を含まない額）は、20万円以上である。
- ☐ 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け改修等を行っている場合、又は補助等を受け改修等を行う予定ではない。
- ☐ 補助金の交付の申請をする日以前に、補助対象空き家は、特定目的活用支援補助を受けている場合、同一年度でなく、複数年度の補助金額の合計が要綱第13条の予算の範囲内である。
- ☐ 工事経費総額は、施工業者からの見積書に記載された額を記入している。
- ☐ 工事経費総額に備品に係る費用及び使途の明確でない費用は、含まれていない。

(第 4 片)

共通要件 審査項目			詳細
活動の継続性	継続性	事業収支上、10年間継続できる	事業計画を確認
地域への波及効果	開放性 交流性	地域開放があるか	地域交流会等の開催
滞在・交流施設 審査項目			詳細
変更する用途	用 途		地域コミュニティの拠点施設
			交流スペース
			滞在体験型ゲストハウス
防災性		耐震性があるか	これから耐震化の場合、耐震診断計画等で耐震性を証明
地域生活施設 審査項目			詳細
変更する用途	用 途		シェアハウス
			子ども食堂
立 地	斜面市街地		市街地類型の分類により確認
	斜面市街地以外		

（第 1 片）

長崎市空き家家財処分費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

㊞

（ふりがな）

氏 名

長崎市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、長崎市空き家家財処分費補助金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請内容確認のために必要があるときは、他の補助制度の活用状況、市税等の納付状況、固定資産に関すること及び住民基本台帳等について、市長が関係機関に調査を行うことについて、同意します。

交付申請額	金 円
申 出 事 項	☐ 申請する空き家に対して、他の制度に基づく補助の利用及び利用の予定は無い ☐ 申請する空き家に対して、本補助制度による補助を利用した事はない
添 付 書 類	

(第 2 片)

次の項目の全てを確認し、チェック (☑) してください。

- ☐ 申請者は、次の者であって、長崎市暴力団排除条例（平成 24 年長崎市条例第 59 号）第 12 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者でないものとする。

家財処分を行う一戸建て空き家住宅（以下空き家という。）を所有する者（法人を除く）であって、その空き家が空き家バンク登録済であるもの

- ☐ 補助対象空き家は、家財処分を行う予定の本市内に存する空き家で、空き家バンク登録済のものである。

- ☐ 補助対象空き家を所有する者は、次の各号の全てを満たす者とする。

- （1） 補助対象空き家が未登記の場合、家屋台帳に記載されている者である。
- （2） 補助対象空き家が共有財産である場合、全ての共有者から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。
- （3） 補助対象空き家が未相続の場合、所有する者が相続人であり他の相続人から本要綱における補助を受け事業を行うことについて、同意を得ている。

(第 3 片)

- ☐ 補助対象事業の委託業者は、市内に本社を有する一般廃棄物収集運搬業者である。
- ☐ 交付決定日から起算して90日以内に着手する。
- ☐ 補助対象事業は、下記の事業ではない。
 - 補助金の交付決定の前に着手した事業
 - 特定家庭用機器（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）
の家電リサイクル費用にかかる事業
 - 公共工事の施行に伴う補償事業
- ☐ 同一年度に本市若しくは国等の他の制度に基づく補助等を受け家財処分事業等を行っている場合、又は補助等を受け家財処分事業修等を行う予定ではない。
- ☐ 補助金の交付の申請をする日以前に、補助対象空き家は、家財処分補助を受けていない。
- ☐ 事業経費総額は、委託業者からの見積書に記載された額を記入している。
- ☐ 事業経費総額に用途の明確でない費用は、含まれていない。

改修計画書(移住)

申 請 者	住 所 氏 名 生年月日 連 絡 先	
対象の空き家の 所在地及び所有者	所 在 地 所有者名	
改修の概要	改修工事内容を分かりやすく記入して下さい。 ※ 図面等を添付してください。	
施工業者名	所在地 本社所在地	
	氏名・名称	
	担当者名	
	連絡先	
工事経費総額	円 （消費税等相当額を含む）	
補助対象経費	円 （消費税等相当額を含まない）	
工事着工予定日 工事完了予定日	年 月 日 ～ 年 月 日	

(第 1 片)

改 修 計 画 書（特定目的活用）

申 請 者	住 所 氏 名 生年月日 連 絡 先																												
対象の空き家の 所在地及び所有者	所 在 地 所有者名																												
改修の概要	改修工事内容を分かりやすく記入して下さい。 ※ 図面等（滞在交流施設等への改修で昭和56年5月以前の建築確認の場合、耐震の診断・設計・工事の内容を含む）を添付して下さい。 ※ 上記の場合、診断・設計の時期を、改修の概要に記述して下さい。 ※ 他法令の認可がある場合、手続き・認可予定時期を、記述して下さい。 <table border="1"> <tr> <td>床 面 積</td><td>2 F [住宅] m² → [] m²</td></tr> <tr> <td></td><td>1 F [住宅] m² → [] m²</td></tr> <tr> <td>建 築 確 認</td><td>S ・ H</td><td>建 築</td><td>T ・ S ・ H</td></tr> <tr> <td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr> <tr> <td>建築基準法の用途変更届</td><td colspan="3">要 ・ 不要</td></tr> <tr> <td>特定目的活用の種類</td><td colspan="3">滞在・交流施設等 ・ 地域生活施設等</td></tr> <tr> <td>特定目的活用の用途</td><td colspan="3"></td></tr> <tr> <td>他法令の認可 要件等の有無</td><td colspan="3">旅館業法・食品衛生法・()</td></tr> </table>	床 面 積	2 F [住宅] m ² → [] m ²		1 F [住宅] m ² → [] m ²	建 築 確 認	S ・ H	建 築	T ・ S ・ H	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	建築基準法の用途変更届	要 ・ 不要			特定目的活用の種類	滞在・交流施設等 ・ 地域生活施設等			特定目的活用の用途				他法令の認可 要件等の有無	旅館業法・食品衛生法・()		
床 面 積	2 F [住宅] m ² → [] m ²																												
	1 F [住宅] m ² → [] m ²																												
建 築 確 認	S ・ H	建 築	T ・ S ・ H																										
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日																										
建築基準法の用途変更届	要 ・ 不要																												
特定目的活用の種類	滞在・交流施設等 ・ 地域生活施設等																												
特定目的活用の用途																													
他法令の認可 要件等の有無	旅館業法・食品衛生法・()																												

(第 2 片)

地域交流に 資する内容	事業計画（１０年間の事業収支計画、地域開放の取組み）について 記述	
	※ 別紙による添付も可	
施工業者名	所在地 本社所在地	
	氏名・名称	
	担当者名	
	連絡先	
工事経費総額	円（消費税等相当額を含む）	
補助対象経費	円（消費税等相当額を含まない）	
工事着工予定日 工事完了予定日	年 月 日 ～ 年 月 日	

事業計画書（家財処分）

申請者	住所 氏名 生年月日 連絡先		年 月 日
対象の空き家の 所在地及び所有者	所在地 所有者名		
事業の概要	家財処分内容を分かりやすく記入して下さい。		
委託業者名	所在地 本社所在地		
	氏名・名称		
	担当者名		
	連絡先		
事業経費総額	円（消費税等相当額を含む）		
補助対象経費	円（消費税等相当額を含まない）		
事業着手予定日 事業完了予定日	年 月 日 ～ 年 月 日		

委任状

受任者（委任される人）

住 所

氏 名

印

（連絡先）

私は、上記の者を、長崎市
代理人と定めます。

補助金に係る申請等の手続の

年 月 日

委任者（申請者）

住 所

氏 名

第4号様式（第24条関係）

補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった長崎市補助金の交付については次のとおり決定したので、通知します。

交付決定金額	金 円
補助対象経費等	工事経費総額（消費税等相当額含む） 円 補助対象経費 円
交付条件	

補 助 金 不 交 付 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様 長崎市長 国

年 月 日付けで申請のあった長崎市 補助金について
は、次により不交付と決定したので、通知します。

交 付 し な い こ と と 決 定 し た 理 由	
--------------------------------	--

補助金交付申請書内容変更申請書（移住・特定目的・家財）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

㊞

長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱第 2 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
変更前	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。） 円 補助対象経費 円 交付決定額 円		
変更後	工事概要： 工事経費総額（消費税等相当額を含む。） 円 補助対象経費 円 交付申請額 円		
変更理由			
添付書類			

補助金交付申請書内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった内容変更については次のとおり承認したので 長
崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱第 2 5 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
変更前	(工事・事業) 概要 : (工事・事業) 経費総額 (消費税等相当額を含む。) 補助対象経費 交付決定額		
変更後	(工事・事業) 概要 : (工事・事業) 経費総額 (消費税等相当額を含む。) 補助対象経費 交付決定額		
承認条件			

補助金交付申請書内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった内容変更については次のとおり不承認したので
長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱第 2 5 条第 2 項の規定により通知します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
変更前			
変更後			
不承認の理由			

（備考）

補助金交付申請取下書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱第 2 6 条の規定により、次のとおり取り下げます。
なお、提出した書類に関しては返却を求めません。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
取下理由			

完 了 実 績 報 告 書（移住・特定目的・家財）

年 月 日

（あて先）長崎市長

住 所

氏 名

印

長崎市補助金の補助事業等の完了について、長崎市定住促進空き家活用補助金交付要綱第 2 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて報告します。

交付決定年月日	年 月 日	交付決定番号	第 号
完了年月日	年 月 日		
添付書類			
振込口座	金融機関名		
	預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄 ・ その他	
	口座番号		
	口座名義人（カタカナ）		

工 事 完 了 証 明 書（移住・特定目的・家財）

年 月 日

（あて先）長崎市長

施工業者 所 在 地

氏 名 ・ 名 称

印

連 絡 先

下記の工事・事業について、完了したことを証明いたします。

記

- 1 施主氏名
- 2 対象の空き家の所在地
- 3 施工・事業内容

- | | | |
|--------|-----|-------|
| 4 工事期間 | 着手日 | 年 月 日 |
| | 完了日 | 年 月 日 |

補助金確定通知書

第 号
年 月 日

住所
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業等については、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

補 助 金 の 種 類	長崎市 補助金事業		
交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	交 付 決 定 番 号	第 号
補助年度	年度		
補助金の交付決定金額	金 円		
補助事業等の経費精算額（補助対象金額）	金 円		
補助金の交付確定金額	金 円		